



契約書

重要事項説明書

短期入所事業所
メゾン・ドゥ・ラック



目次

契約書	3
重要事項説明書	7
個人情報使用同意書	16
身体状態確認同意書	17
緊急やむを得ない身体拘束に関する事前説明書	18
ホームページやパンフレット、会報誌等への掲載に関する同意書	19

契約書

（以下「利用者」という。）と株式会社明日葉（以下「事業者」という。）は、利用者が事業者から提供される障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく短期入所（以下「短期入所サービス」という。）を短期入所事業所メゾン・ドゥ・ラック（以下「事業所」という。）において受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1章 総則

（契約の目的）

第1条 この契約は、利用者が可能な限りその地域における生活が継続できることを念頭に置いて、事業所が利用者に対し、短期的な施設利用を提供して日常生活上の援助、日中活動支援等を行うことを目的として、障害者総合支援法に規定される「短期入所事業」のサービスについて定めます。

（短期入所サービスの内容）

第2条 事業所は、「重要事項説明書」に定める内容の短期入所サービスを提供します。

- 2 短期入所サービスの提供は、施設の生活支援員の従業者が当たります。
- 3 事業者は、短期入所サービスの提供に当たっては、利用者の障害程度に応じて、利用者に短期入所サービスを提供します。
- 4 事業者は、日常生活上の援助や日中活動支援に当たっては、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行います。
- 5 事業所は、利用者の食事に関し、利用者の栄養、身体状況及び嗜好を考慮するとともに適切な時間に食事を提供します。
- 6 事業者は、短期入所サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行動制限その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

（契約期間）

第3条 この契約期間は、令和 年 月 日から支給決定期間満了日までです。ただし、契約期間満了日以前に利用者が障害支援区分（障害程度区分）の変更を受け、支給有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の有効期間の満了日をもって契約期間満了日とします。

第2章 事業者の義務

(相談及び援助)

第4条 事業者は、常に利用者的心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族、後見人の相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

(健康管理)

第5条 事業者は、常に利用者の健康に注意するとともに、健康保持のために適切な措置を講じます。

(緊急時の援助)

第6条 入所利用中に利用者的心身の状態が変化した場合は、利用者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(守秘義務)

第7条 事業者は、正当な理由がない限り、その義務上知り得た利用者又はその家族に関する秘密を保持する義務を負います。

2 事業者は、従業者が退職後、正当な理由がなく在職中知り得た利用者又はその家族に関する秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。

第3章 利用料金

(利用料金)

第8条 利用者は、サービスの対価として厚生労働省が定める介護給付費額と、利用者負担額の合計金額を事業者に支払います。ただし、介護給付費については、利用者に代わり市町村より代理受領します。

2 事業者は、利用者が希望する特別なサービスに要する費用の支払を利用者に請求できます。
3 事業者は、短期入所サービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ます。

(利用料金の支払方法等)

第9条 利用者は、短期入所サービスの提供の対価として、「重要事項説明書」に定める利用料金の合計額を、月ごとに支払います。

2 事業者は、当月の利用料金合計額の請求書を、翌月 10 日までに利用者に送付します。
3 利用者は、当月の利用料金の合計額を、翌月 20 日までに支払います。
4 事業者は、利用者から利用料金の支払を受けた時は、利用者に領収書を発行します。

第4章 契約の終了

(契約の終了)

- 第10条 利用者は、2日以上の予告期間において文書で施設に通知することによりこの契約を解約することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、利用者は、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。
- (1) 施設が正当な理由なくサービスを提供しないとき。
 - (2) 施設が守秘義務に違反したとき。
 - (3) 施設が社会通念に逸脱する行為を行ったとき。
- 2 施設は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、2日間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。但し、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- (1) 利用者が医療機関に入院し、明らかに契約期間以内に退院できる見込みがない場合。
 - (2) 利用者がこの契約を継続し難いほどの不信行為を行ったと認めるとき。
 - (3) 天災、災害その他やむを得ない理由により、施設を利用させることができない場合。
- 3 利用者が死亡した場合。

(損害賠償)

- 第11条 事業者は、短期入所サービスの提供により事故が発生した場合は、関係市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、短期入所サービスを提供する上で、事業者の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

(情報の保存)

- 第12条 事業者は、利用者に対する短期入所サービスの提供に関する書類等を整備し、この契約終了後5年間保存します。
- 2 利用者は、事業所にて、当該利用に関するサービス記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関するサービス記録の複写物の交付を受けることができます。ただし、複写に関しては、事業者は利用者に対して実費相当額を請求できるものとします。

(苦情解決)

- 第13条 利用者又はその家族、後見人は、事業者が提供した施設サービスに関する苦情がある場合は、いつでも「重要事項説明書」に記載されている苦情相談担当窓口に苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、利用者又はその家族、後見人が苦情申立てをした場合に、これを理由として利用者に対し、一切の不利益を与えません。

(身元引受人)

- 第14条 事業者は、利用者に対し、身元引受人を求めることがあります。ただし、利用者に身元引受人をたてることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。
- 2 身元引受人は、次の各号の責任を負います。

短期入所事業所 メゾン・ドゥ・ラック

- (1) 利用者が疾病により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように事業者に協力すること。
- (2) 契約解除又は契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受け入れ先確保に努めること。
- (3) 利用者が死亡した場合の遺体の引取り、遺留金品の処理その他必要な措置。

(その他)

第 15 条 この契約に定めのない事項について疑義が生じたときは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他の関係法令に従い利用者、家族、後見人、事業者が信義に従い誠実に協議して決定します。

上記の契約の成立を証するために、この契約書 2 通を作成し、利用者及び事業者が記名押印の上、各自その 1 通を所持します。

令和　　年　　月　　日

事 業 者 所 在 地 愛知県豊橋市東細谷町字一里山 300-3
事 業 者 名 株式会社明日葉

代表取締役 鈴木雅善

利 用 者 住 所

氏 名

利用者の後見人等住所

氏 名

続 柄

重要事項説明書

短期入所事業所メゾン・ドゥ・ラックがあなたに対する障害福祉サービス（短期入所）の提供にあたり、厚生労働省令に基づいて説明すべき内容は次の通りです。

I 事業者の概要

経営事業者の名称	愛知県豊橋市東細谷町字一里山 300-3	
法人所在地	株式会社明日葉	
法人種別	株式会社	
代表者氏名	代表取締役 鈴木雅善（すずき まさよし）	
TEL・FAX	TEL 0532-41-5600	FAX 0532-41-5601
法人設立年月日	令和3年2月12日	

II 事業の目的と運営の方針

事業所の種類	障害福祉サービス 短期入所（併設型）
事業の目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づいた短期入所において、介護を行う者の疾病その他の理由により、居宅において一時的に介護を受ける事が困難となった利用者に対し、身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の日常生活に必要な支援を適切かつ効果的に行い、利用者の心身の機能の維持、介護を行う者の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。
事業所の名称	短期入所事業所 メゾン・ドゥ・ラック
管理者	管理者 廣崎洋子
事業所の所在地	愛知県豊橋市岩崎町字山神 157-1
TEL・FAX	TEL 0532-74-1450 FAX 0532-74-1601
事業開始年月日	令和6年12月1日
利用定員	1日当たり 2名
主たる対象	知的障害、精神障害

＜運営の基本方針＞

- (1) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重した、利用者の立場に立った適切な短期入所を提供し、利用者の必要な時にサービスの提供ができるよう努めるものとする。
 - (2) 短期入所の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

短期入所事業所 メゾン・ドゥ・ラック

III 事業所の概要

(1) 建物及び居室

建 物	構 造	鉄量鉄骨プレース構造
	延べ床面積	386.3 m ² (193.15 m ² ×2棟)
居 室	居室 1	7.3 m ²
	居室 2	7.3 m ²

(2) 主な設備

設 備 の 種 類	室 数	面 積	備	考
居 室 1	1	7.45 m ²	マットレス 1+寝具 エアコン 照明 カーテン	
居 室 2	1	7.45 m ²	マットレス 1+寝具 エアコン 照明 カーテン	
台所・食堂・リビング	1	36.72 m ²	冷蔵庫 オーブンレンジ 食器棚 収納棚 照明 エアコン カーテン テーブル テレビ	
浴 室 ・ 脱 衣 所	1	17.77 m ²	洗濯機 乾燥機 ユニットバス	
ト イ レ	2	2.5 m ²	様式便座	

(3) 職員体制

職 种	常 勤	非常勤	仕 事 内 容
管 理 者	1		事業所全般の管理、運営、利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。法令遵守に必要な指揮命令
世 話 人	2	2	掃除や洗濯などの家事、金銭や健康の管理、生活相談等、障害者の身の回りのサポートをします。
生 活 支 援 員	5	1	利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じた入浴・排泄・食事の介護に関する必要な支援を行う。
医 師 (嘱託医)		1	利用者及び職員に対する、定期的及び緊急時の診察・健康管理を行う。
合 計	7	4	

※職員配置については、厚生労働省並びに愛知県指定基準を遵守しています。ただし、指定を下回らない範囲で変動することがあります。

※職員はメゾン・ドゥ・ラック（共同生活援助）と兼務し、一体的の運営を行います。

(4) 勤務体制

職 种	勤 務 時 間
管理者	9:00~17:00
世話人・生活支援員	6:00~9:30、6:00~14:00、12:00~20:00、16:30~20:00 ※シフトによる。
医師 (嘱託医)	必要に応じて

IV 事業所サービスの概要

(1) 営業日及びサービス提供日

日曜日～土曜日（ご利用ができない日もございます）

営業時間及びサービス提供時間

宿泊

(2) 日課表

平	日	休	日
6：30～7：00	起床・着替え・バイタル測定	6：30～7：00	起床・着替え・バイタル測定
7：00～7：20	朝食	7：00～7：20	朝食
7：20～8：00	片付け・歯磨き・清掃	7：20～8：00	片付け・歯磨き・清掃
8：00～8：50	自由時間	8：00～8：50	自由時間
8：50～9：00	出発準備	8：50～11：00	入浴・自由時間
日中活動先へ		11：00～12：00	昼食
		12：00～12：30	片付け・歯磨き
		12：30～15：00	自由時間
17：00～17：15	帰宅	15：00～15：30	おやつ
17：15～17：40	着替え・入浴	15：30～17：40	自由時間
17：40～18：00	夕食	17：40～18：00	夕食
18：00～18：30	片付け・歯磨き	18：00～18：30	片付け・歯磨き
18：30～20：00	自由時間	18：30～20：00	自由時間
20：00～21：00	自室へ移動・就寝	20：00～21：00	自室へ移動・就寝

V サービス提供の具体的な内容

1 サービスの具体的な内容

サービス区分	具体的なサービス内容
食事の提供	美味しく栄養バランスのとれた食事内容で、楽しい食事の時間を提供し、一人一人に応じた必要な介助と支援を行います。
入浴又は清拭	ゆとりある毎日の入浴時間を確保し、衛生的且つ安全な入浴環境を整え、心身共に気持ちよく生活できる身体の清潔を保ちます。
身体等の介護	利用者の身体機能を最大限に活用し、身体状況に応じた適切な介助と支援、ゆったりとした生活時間・明るく家庭的な環境を提供します。
機能訓練	身体の状況、障害の特性に応じた必要な機能訓練を行います。
生活相談	日常生活全般に関する相談に対応し、安心して生活できるよう支援します。
健康管理	生活上の保健衛生に留意し、感染症予防を徹底します。服薬の管理及び日々の健康管理に努めます。医療機関との連絡調整等、健康保持に必要な支援を行います。
送迎サービス	必要に応じて、自宅又は他のサービス事業所から短期入所事業所間の送迎サービスを提供します。ご希望に添えない場合もございます。
その他の	指定短期入所の利用者に必要な支援

2 利用申込み

- 原則として、利用希望日の前々月 1 日から 6 日の午後 4 時までが受付期間となります。
- 所定の申込用紙をご提示ください。
- 連続する利用日が翌月にわたる場合は、利用期間の初日の前々月が申込み月となります。（FAX も可）
- 利用理由等を考慮し、調整した後、個々にご連絡（利用前々月 15 日までに）させていただきます。

※ 緊急時の利用、空床分の利用申込みは、隨時受け付けます。お気軽にお問い合わせください。

3 利用料金（利用者負担金）

短期入所事業所メゾン・ドゥ・ラックのご利用にあたり、お支払いただく利用料は次のとおりです。

（1）障害福祉サービス利用負担

利用者本人又は扶養義務者に対して市町村長が定めた額

名 称	区 分	単 価	備 考
福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)	区分 6	923	短期入所のみの利用
〃	区分 5	784	〃
〃	区分 4	648	〃
〃	区分 3	583	〃
〃	区分 2 以下	509	〃
福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)	区分 6	602	別に日中活動系サービスを利用
〃	区分 5	527	〃
〃	区分 4	318	〃
〃	区分 3	240	〃
〃	区分 2 以下	173	〃
重度障害者支援加算(Ⅰ)	50 単位/日 実践研修修了者の支援計 画シートに基づき、基礎研修 修了者が支援を行った場合 +100 単位		障害支援区分 6 かつ行動関連項目 10 点以上の者等
重度障害者支援加算(Ⅱ)	30 単位/日 実践研修修了者の支援計 画シートに基づき、基礎研修 修了者が支援を行った場合 +70 単位		障害支援区分 4 以上かつ行動関連項 目 10 点以上の者等
医療連携体制加算(Ⅷ)		39	日常的な健康管理、医療ニーズへの適 切な対応がとれる等の体制を整備してい る事業所の場合
送迎加算		186	1回につき
処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 15.9%		

(2) 障害福祉サービス対象外サービス利用料金

- ① 食事の提供に係る費用
 - (ア) 朝食 1 食につき 350 円
 - (イ) 昼食 1 食につき 450 円
 - (ウ) 夕食 1 食につき 550 円
- ② 居室等に係る水道光熱費 1 日につき 50 円
- ③ 日用品費 1 日につき 200 円
- ④ その他日常において通常必要となるものに係る費用
 - (ア) 行事等に係る費用 実費
 - (イ) 故意的な物損があった場合の修繕費 実費

(3) 利用料金の支払方法

- ① (1)(2)における利用料金合計額の請求書を、翌月 15 日までに利用者に送付します。
- ② 当月の利用料金の合計額を、翌月 20 日までに口座振替により支払います。
- ③ 利用料金の支払を受けた時は、領収書を発行します。
- ④ 口座振替による支払が不履行の場合は、同振替月の末日までに、現金にて支払います。
- ⑤ 自立支援給付費の給付費については、福祉サービスの対価として利用者に代わり事業者が市町村より代理受領します。
- ⑥ 福祉サービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ます。

4 利用の中止・変更・利用料金の取消料（キャンセル）について

(1) 利用中止・変更について

- ① 利用初日の健康状況により、静養・通院・加療が必要であると認められた場合。また、利用者が利用期間中において、利用の中止・変更を希望した場合。
- ② 利用期間中に利用者の体調が変化し、利用者の継続が困難と事業者が判断した場合。
- ③ 自己又は他の利用者の生命や健康に影響を与えると思われる場合。

上記の場合、ご家族に確認・連絡の上、速やかに主治以又は協力医療機関等に連絡をとる等、適切且つ必要な措置を講じます。また、利用料金は、利用日までの日数を基準に計算します。

(2) 利用料金の取消料（キャンセル料）について

- ① 利用者がサービス利用の取消（キャンセル）又は変更をする場合は、利用予定日前日までに当事業所（メゾン・ドゥ・ラック TEL：0532-74-1450）へご連絡をお願いします。
- ② なお、サービス利用の取消（キャンセル）又は変更する場合、次のとおり取消料（キャンセル料を請求させていただきます。

5 サービス実施の記録及び情報の管理・開示

(1) サービス実施記録の確認

事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容を記録し、利用者にその内容をご確認いただきます、内容に、誤りやご意見がございましたら、いつでもお申し出ください。

(2) 情報の管理・開示

サービス提供ごとの記録は、サービスの提供義務から5年間保存します。記録や情報は適切に管理し、利用者の求めに応じて、その内容を開示します。また、利用者が他の障害福祉サービス事業所等を利用する場合には、その事業所に対して、利用者の必要な情報を提供する場合があります。

6 保健医療サービス

サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めます。等事業所における嘱託医は次のとおりです。

7 緊急時の対応

短期入所サービスの提供を行っている時、利用者に病気又は負傷等があった場合及び身体状況に急変が生じる等緊急時には、家族へ連絡すると共に速やかに主治医等医療機関への連絡を行い必要な措置を講じます。

8 非常災害対策

防 災 設 備	自動火災通報装置、自動火災報知設備、誘導灯、消火器
消 防 設 備 管 理	定期保守点検：年2回（内、消防への届出 年1回 防火管理責任者：廣崎洋子

事業所は、非常災害に関する具体的計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知すると共に、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

9 虐待防止及び禁止

- 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待及び差別の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。
- 短期入所の利用者に対し、あらゆる場面での介護及び支援において、従業者は利用者に対する虐待及び差別に当たる行為を行いません。
- 従業者は、利用者に対する身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待等の防止、所持する年金等の流用、財産の不当な処分等の防止に努めます。
- 利用者の人権擁護、虐待及び差別の防止等の為、定期的研修や倫理綱領等を通して、職員の人権意識を高め、知識や技術の向上に努めると共に、利用者の権利擁護に取り組む環境を構築します。
- 虐待の早期発見、虐待および差別の防止に関する普及・啓発活動に努め、利用者の権利擁護の為、あらゆる機会を通じて、家族会、近隣関係者、関係諸機関等との連携を図り、情報交換を緊密に行います。
- 虐待及び差別と思われる行為があった場合、或いは虐待及び差別に関する情報提供があった時は、速やかに利用者の安全を最優先に確保し、適切な対応を図ります。また、その後の支援が適切に行われるよう改善計画を作成し、再発の防止に努めます。
- 苦情解決制度の活用による必要な体制の整備を行うと共に、苦情解決に関する規程に基づき、関係諸機関への連絡を行い、利用者の権利が擁護される措置を講じます。

10 苦情等解決体制・申立先

- 提供した短期入所に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- 提供した短期入所に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が、また、法第 11 条第 2 項又は法第 48 条第 1 項の規定により愛知県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは短期入所事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、利用者またはその家族からの苦情に関して市町村又は、愛知県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は、愛知県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行います。
- 社会福祉法第 83 条（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力します。

苦情解決体制	責任者	鈴木雅善
苦情相談窓口	受付担当	廣崎洋子
	所在地	豊橋市岩崎町字山神 157-1
	連絡先	0532-74-1450

11 個人情報保護

事業所は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。

＜守秘義務＞

- ① 事業者及び職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及び家族等の秘密を保持し、正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。この義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ② 事業者は職員に対して、退職等の事由により事業所を去った後においても、利用者及び家族等の情報について保持すべき旨を、職員との雇用契約に盛り込み、必要な措置を講じます。

＜個人情報の保護＞

事業所はサービス提供を行う上で、他の障害福祉サービス事業所及び医療機関等との連絡調整が必要となった場合並びに市町村等の関係機関に情報提供を要請された場合は、あらかじめ文書（「個人情報使用同意書」）により利用者及びその家族の合意を得るものとします。

12 事故発生時の対応

事業所は、サービスの提供に際し、利用者の生命・身体・財産の安全・確保に最大限の配慮に努めます。サービスの提供時に事故が発生した場合は、速やかに家族等に連絡するとともに、行政機関へ報告する等、必要な措置を講じます。

社会福祉事業者総合保険に加入しており、利用者が管理下において、事故に遭った場合には、加入保険の対象範囲内で保証し、誠意をもって対応します。

保 険 会 社	東京介助日常火災保険株式会社
保 険 名 称	賠償責任保険金請求
補 償 の 概 要	サービス利用時における傷害事故補償・賠償責任補償

13 利用における留意事項とお願い

利用者は、短期入所を利用する際、次に掲げる事項に留意して下さるようご協力をお願いします。

- ① 事業所内における下記の取扱いに関する事項に留意して下さるようご協力をお願いします。
- ② 事業所の設備及び備品等を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱い要領に従い、設備等を破損することのないよう、安全性の確保にご協力ください。
- ③ 喧嘩、口論、泥酔等、他人の迷惑となる行為に関する事項。
- ④ 事業所の秩序、風紀を維持し、安全衛生を保つこと。
- ⑤ 施設内へのペット（犬・猫等）の持ち込みはご遠慮ください。

短期入所事業所 メゾン・ドゥ・ラック

- ⑥ 利用者の思想・信教は自由ですが、他の利用者・職員に対する宗教活動・政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
- ⑦ 貵重品につきましては、利用者の責任において管理していただきます。自己管理が難しい場合は、貴重品を持ち込まないようお願い致します。

14 協議事項

短期入所事業所メゾン・ドゥ・ラックの利用に当たり、本重要事項説明書及び利用契約書に定めのない事項につきましては、関係法令に従い、利用者・家族・後見人・事業者が信義をもって誠実に協議いた上で決定します。

令和 年 月 日

事業者所在地 愛知県豊橋市東細谷町字一里山 300-3
事業者名 株式会社明日葉

代表取締役 鈴木雅善

利用者住所

氏名

利用者の後見人等住所

氏名

続柄

個人情報使用同意書

私が、貴事業所を利用するにあたり、私またはその家族の個人情報については、下記に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに（同意します・同意しません）。

記

1. 使用する目的

事業所が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に関する法令に基づき、私に行うサービスを円滑に実施するため、サービス担当者会議又は私が利用する他のサービス事業者等と情報の共有が必要な場合に使用する。

2. 使用に当たっての条件

- (1) 個人情報の提供は、上記1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 事業所は、私またはその家族の個人情報を使用した会議の内容、参加者、経過等について、記録しておくこと。

3. 個人情報の内容（例示）

- (1) 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業所が、サービスを提供するために最小限必要な利用者またはその家族に関する情報
- (2) その他利用者またはその家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうる情報

4. 期間

令和 年 月 日からサービス利用契約終了時までとする。

以上

令和 年 月 日

事業者所在地 愛知県豊橋市東細谷町字一里山 300-3
事業者名 株式会社明日葉

代表取締役 鈴木雅善

上記事項を確認の上、同意します。

利用者住所

氏名

利用者の後見人等住所

氏名

続柄

身体状態確認同意書

私が、貴事業所を利用するにあたり、施設到着時及び施設出発前に身体状態の確認を行うことに（同意します・同意しません）。

記

1. 身体状態確認の目的

当事業所に到着時及び帰宅前の身体状態を確認することにより、本人の身体変化に早く気づくことができると共に、怪我等の起きた時間や状況を把握することができる。

2. 実施方法

- ① 当事業所に到着時及び帰宅前に、外傷等の有無を確認し、連絡帳にて報告
- ② 外傷、内出血については、写真を撮影することができます。
- ③ 身体状態確認は原則、看護師が行いますが、状況により、看護師以外の職員が行うこともあります。

3. 期間

令和 年 月 日からサービス事業契約終了時までとする。

以上

令和 年 月 日

事業者所在地 愛知県豊橋市東細谷町字一里山 300-3
事業者名 株式会社明日葉

代表取締役 鈴木雅善

上記事項を確認の上、同意します。

利用者住所

氏 名

利用者の後見人等住所

氏 名

続柄

緊急やむを得ない身体拘束に関する事前説明書

あなたの状態が下記のABCすべてを満たしているため、サービス提供中に突発的に身体拘束をおこなわなければならない状況があることが予測されます。ただし、解除することを目標に鋭意検討することを約束致します。また、身体拘束を行った場合には、事業所から事後報告を必ず行います。

記

A 切迫性

利用者又は他の利用者等の氏名又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い

B 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護。介護方法がない

C 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的である

以上

令和 年 月 日

事 業 者 所 在 地 愛知県豊橋市東細谷町字一里山 300-3
事 業 者 名 株式会社明日葉

代表取締役 鈴木雅善

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

利 用 者 住 所

氏 名

利用者の後見人等住所

氏 名

続 柄

ホームページやパンフレット、会報誌等への掲載に関する同意書

私が、貴事業所を利用するにあたり、ホームページやパンフレット、会報誌等へ写真を掲載することについて（同意します・同意しません）。

記

1. 使用する目的

広く内外に広報することにより、地域の皆さまや等事業所へ利用希望の方々に活動をより理解していただくため。

2. 掲載内容と方法

- ① 支援活動をはじめ、施設内外等での活動の様子
- ② 氏名を掲載することはできません。
- ③ 掲載後でも、利用者またはその家族から訂正・削除依頼があれば対応致します。
- ④ 当事業所ホームページ
- ⑤ Instagram、Facebook 等の SNS

同意されなかった方につきましては、お顔の部分へモザイク等で隠した形で掲載する場合がございますので、ご了承ください。

以上

令和 年 月 日

事業者所在地 愛知県豊橋市東細谷町字一里山 300-3
事業者名 株式会社明日葉

代表取締役 鈴木雅善

上記事項を確認の上、同意します。

利用者住所

氏名

利用者の後見人等住所

氏名

続柄

短期入所事業所 メゾン・ドゥ・ラック

以上、利用者に契約書、重要事項説明書等について、説明を行いました。

令和　年　月　日

事　業　所　名　短期入所事業所 メゾン・ドゥ・ラック
役　職

氏　名

